答申保第47号 平成27年2月13日 (諮問保第57号・第59号・ 第60号・第63号・第64号)

答申

1 審査会の結論

鹿児島県知事(以下「実施機関」という。)が、本件異議申立ての対象となった保有個人情報を一部開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての経緯

ア 諮問保第57号関係

異議申立人は, 鹿児島県個人情報保護条例(平成14年鹿児島県条例第67号。以下「条例」という。)第11条の規定に基づき, 平成25年7月12日付けで別表1のとおり保有個人情報開示請求を行った。

これに対し実施機関は、平成25年8月8日付け〇〇第91号で、保有個人情報一部開示決定(以下「本件処分1」という。)を行った。

その後,本件処分1を不服として,行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定に基づき、平成25年10月4日付けで異議申立てがなされた。

イ 諮問保第59号関係

異議申立人は,条例第11条の規定に基づき,平成25年8月14日付けで別表2のとおり保有個人情報開示請求を行った。

これに対し実施機関は、平成25年9月11日付け〇〇第115号で、保有個人情報一部 開示決定(以下「本件処分2」という。)を行った。

その後,本件処分2を不服として,行政不服審査法第6条の規定に基づき,平成25年11月7日付けで異議申立てがなされた。

ウ 諮問保第60号関係

異議申立人は,条例第11条の規定に基づき,平成25年7月12日付けで別表3のとおり保有個人情報開示請求を行った。

これに対し実施機関は、平成25年9月9日付け精保第29号で、保有個人情報一部開 示決定(以下「本件処分3」という。)を行った。

その後,本件処分3を不服として,行政不服審査法第6条の規定に基づき,平成25年11月7日付けで異議申立てがなされた。

工 諮問保第63号関係

異議申立人は,条例第11条の規定に基づき,平成26年4月2日付けで別表4のとおり保有個人情報開示請求を行った。

これに対し実施機関は、平成26年4月23日付け精保第20号で、保有個人情報一部開 示決定(以下「本件処分4」という。)を行った。

その後,本件処分4を不服として,行政不服審査法第6条の規定に基づき,平成26年5月27日付けで異議申立てがなされた。

才 諮問保第64号関係

異議申立人は、条例第11条の規定に基づき、平成26年3月4日付けで別表5のとおり保有個人情報開示請求を行った。

これに対し実施機関は、平成26年4月1日付け精保第17号で、保有個人情報一部開 示決定(以下「本件処分5」という。)を行った。

その後,本件処分5を不服として,行政不服審査法第6条の規定に基づき,平成26年5月19日付けで異議申立てがなされた。

(2) 異議申立ての趣旨

本件処分1,本件処分2,本件処分3,本件処分4及び本件処分5の取消しを求めるというものである。

(3) 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び意見書の中で述べている異議申立ての主たる理由は、要 約すると次のとおりである。

ア 諮問保第57号関係

(ア) 「職員の印影、従事者」について

職員・従事者の氏名は一部判明している。平成○年○月当時○○保健所にて業務に従事していた保健師「○○」を把握している。この部分については「了知」の個人情報につき、開示したとしても何ら支障はない。

(イ) 「本人以外の相談者氏名(続柄)」について

私の両親が保健所に相談していた。○○病院の医師「○○」と精神保健福祉士「○○」とも連携を取っていた。そしてまた、入院処分前後の時分には警察官と提携を取っていた。以上の人物の氏名は「了知」であり、開示に足る事由である。

(ウ) 「相談目的、相談内容、支援方法」について

a 相談者等はある程度推定しており、把握している状況である。不開示理由にも 記載してあるように「私」と「相談者との間で紛争が発生する可能性」が容易に 推定し得るが、「虚偽簡易鑑定」ひいては「措置入院」に係る事案に色濃く影及 を与えた当該記録は重大な瑕疵を負っており、決してこの瑕疵は治癒することはない。行政処分に瑕疵を残した帰責事由は非常に重大である。したがって「私」がかかる不法行為に対して合法的手段で「相談者」又は「保健所」と抗おうとも、何ら公益上支障はない。

b 「今後の面接,指導に支障を及ぼすおそれがある」とのことだが,当時の当該 保健所による「面接,指導」そのもの自身に問題があった。

本来,適切な面接・指導などはされていないうえに,「私」自身のその後の人生を大きく左右する「措置入院」に際して,多大なる悪影及を公権が与えてしまったと表現できるであろう。よって,ここにおいても,なお「行政処分,行政による権限の介入が重大な瑕疵を有する」と察せられる。

c 「開示が前提となれば、関係機関から相談及び情報が得られにくくなるおそれがある」とのことだが、「私」は適切な判断がなされたうえで処分を受けたのなら、「一切」抗うことも保有個人情報を請求することもまたするつもりなどなかった。「事務の公正若しくは円滑な執行に支障を及ぼすおそれ」とあるが、当該事案については多分に行政側に瑕疵が認められる。よって、この場合、当該不開示部分を「開示」するに足る帰責事由が示され得る。

イ 諮問保第59号関係

- (ア) 平成〇年〇月〇日に実施された、「移送処分」「措置入院処分」の行政処分に係る簡易鑑定には虚偽鑑定の疑いがある。そして、その鑑定に大きく牽連することとなった「〇〇第115号」に係る事案に関する文書の不開示決定は不法・不正と判断する。「虚偽鑑定」を惹起した帰責事由、瑕疵は非常に大きい。そしてまた、「公権による恣意」と「越権行為」による「不開示決定」と判断したため「異議申立て」を行う。
- (イ) 精神保健指定医「〇〇」については、平成〇年以来、長きに渡り〇〇病院外来にて、「主治医」として受診した者であり、「氏名」は「了知」である。また、「〇〇」の「氏名」についても了知である。

故に「氏名」は「了知」なる事実につき、「開示」とされたとしても何ら支障はない。

「その氏名を開示した場合、その者に対する職務の妨害も予想され」とあるが、 同様のことは多くの他の職務にも該当する。弊害が生じうるような特殊性を伴う職 務ならば、相応に、その業務に従事する者は、市民にその点の理解を得るため、そ の職務を責任をもって遂行するため、そしてめいめいはその業務に最善を尽くして いることに理解を得るため、むしろ、公然と開示するべきである。

(ウ) 本事案は精神・神経科医療に係るものである。それ故、開示請求者本人と医療・ 福祉関係者との信頼関係が崩れる。そして「「私」と医療・福祉関係者との信頼関 係が崩れた結果、今後の「私」への治療に影響を及ぼす」との制約があろうとも、何ら動じることなく「全開示」を請求する。

(エ) 「○○」という保健師は「了知」の「姓」である。条項にあるように、自明のことであるが、当該職員の職名、職種、印影は開示されるのが妥当である。「プライバシー権」を有する職員であったとしても公務における責務及び帰責、そして相応の瑕疵を鑑みれば、「開示は妥当」と判断しうるであろう。

ウ 諮問保第60号関係

- (ア) 公権による恣意的な情報操作という理由から全部開示請求を求める異議申立てを 行う。
- (イ) 陳述者は、私の父母であろうと推定する。

工 諮問保第63号関係

- (ア) 当時の○○病院における主治医○○により作成された所見は、これまで○○病院 にて保有されていた診療情報を開示したことにより、了知である。
- (イ) 精神医療審査会の事務事業は、公正に非ず。故に不正である。審査内の審議・討議は自明のことながら、条例にあるとおり、不開示事由に該当する。しかし、審査が公正に行われていたなら、当方は当初から保有個人情報開示請求はしないつもりであった。しかしながら、明らかに「不正」な判断にて処遇が決定されたことにより、それを不服として開示請求を行った。

才 諮問保第64号関係

- (ア) 審査会の時、対面した委員に当時○○保健所職員保健師○○がいた。この人物については、了知につき開示が妥当。また、○○は公務員であり、了知の如何を問わず、開示されるべきである。
- (イ) 精神・神経科医師である委員は、帰責事由を有し、かつ相応の瑕疵を負うと推定する。よって、少なくとも当該委員の氏名は開示が妥当だと判断する。
- 3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された処分理由説明書及び口頭による説明の要旨は,次のとおりである。

(1) 対象保有個人情報

ア 諮問保第57号関係

平成○年度から平成○年度にかけて○○保健所が作成した精神保健福祉相談記録中

の異議申立人に関する保有個人情報

イ 諮問保第59号関係

平成〇年から平成〇年〇月〇日までの〇〇保健所が保有する異議申立人に関する保有個人情報(これまで鹿児島県知事が異議申立人に開示決定した保有個人情報を除く。)

ウ 諮問保第60号関係

異議申立人の平成〇年〇月〇日付け措置入院に係る「措置入院者の定期病状報告書」 及び平成〇年〇月上旬から平成〇年〇月中旬までの医療保護入院に係る「医療保護入 院者の定期病状報告書」中の異議申立人に関する保有個人情報

工 諮問保第63号関係

平成〇年度に異議申立人が行った退院及び処遇改善の請求に係る主治医の意見聴取 票中の異議申立人に関する保有個人情報

才 諮問保第64号関係

平成〇年度に異議申立人が行った退院及び処遇改善の請求に係る鹿児島県精神医療 審査会の議事録中の異議申立人に関する保有個人情報

(2) 一部開示決定の理由

ア 諮問保第57号関係

対象保有個人情報に別表 6 のとおり条例第13条の不開示情報が含まれているため, 当該不開示情報に該当する部分を除いて一部開示とした。

イ 諮問保第59号関係

対象保有個人情報に別表7のとおり条例第13条の不開示情報が含まれているため、 当該不開示情報に該当する部分を除いて一部開示とした。

ウ 諮問保第60号関係

対象保有個人情報に別表8のとおり条例第13条の不開示情報が含まれているため, 当該不開示情報に該当する部分を除いて一部開示とした。

医療保護入院者に係る定期の報告は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。)第38条の2第2項の規定により、入院日の属する月の翌月を初月とする同月以降の12か月ごとに行われることとなっており、異議申立人の入院期間は12か月に達していないため、開示請求4に係る保有個人情報は存在しない。

工 諮問保第63号関係

対象保有個人情報に別表 9 のとおり条例第13条の不開示情報が含まれているため、 当該不開示情報に該当する部分を除いて一部開示とした。

才 諮問保第64号関係

対象保有個人情報に別表10のとおり条例第13条の不開示情報が含まれているため, 当該不開示情報に該当する部分を除いて一部開示とした。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、諮問保第57号、第59号、第60号、第63号及び第64号については、鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会運営要領第4条の規定により、これらを併合して、以下のような審査を行った。

よりな番査を行っ	ンに
年 月 日	審査の経過
平成25年10月9日	諮問保第57号に係る諮問を受けた。
11月13日	諮問保第59号及び第60号に係る諮問を受けた。
11月26日	諮問保第57号に係る処分理由説明書を実施機関から受理した。
11月28日	諮問保第57号に係る処分理由説明書を異議申立人に送付し,意見書
	の提出を求めた。
12月11日	諮問保第59号及び第60号に係る処分理由説明書を実施機関から受理
	した。
12月17日	諮問保第59号及び第60号に係る処分理由説明書を異議申立人に送付
	し、意見書の提出を求めた。
平成26年1月9日	諮問保第57号に係る意見書を異議申立人から受理した。
2月17日	諮問保第59号及び第60号に係る意見書を異議申立人から受理した。
6月3日	諮問保第63号及び第64号に係る諮問を受けた。
6月26日	諮問保第63号及び第64号に係る処分理由説明書を実施機関から受理
	した。
7月2日	諮問保第63号及び第64号に係る処分理由説明書を異議申立人に送付
	し、意見書の提出を求めた。
11月5日	諮問の審議を行った。(実施機関から処分理由等を聴取)
12月3日	諮問保第57号,第59号,第60号,第63号及び第64号に係る意見書を異
	議申立人から受理した。
12月4日	諮問保第57号,第59号,第60号,第63号及び第64号に係る意見書を異
	議申立人から受理した。
12月10日	諮問保第57号,第59号,第60号,第63号及び第64号に係る意見書を異
	議申立人から受理した。
平成27年2月5日	諮問の審議を行った。
<u> </u>	

(2) 審査会の判断

ア 本件対象保有個人情報について

(ア) 諮問保第57号関係

本件処分1に係る対象保有個人情報として実施機関が特定したのは、上記3(1)アのとおりである。

実施機関は、別表6の不開示理由のとおり本件不開示情報1から3までを条例第13条第2号、第5号又は第7号ウに規定する不開示情報に該当するとして一部開示としたとしている。

異議申立人は、本件処分1の取消しを求めていることから、それぞれの不開示理 由の妥当性について検討する。

(イ) 諮問保第59号関係

本件処分2に係る対象保有個人情報として実施機関が特定したのは、上記3(1)イのとおりである。

実施機関は、別表7の不開示理由のとおり本件不開示情報4から11までを条例第13条第2号、第5号又は第7号ウに規定する不開示情報に該当するとして一部開示としたとしている。

異議申立人は,本件処分2の取消しを求めていることから,それぞれの不開示理 由の妥当性について検討する。

(b) 諮問保第60号関係

本件処分3に係る対象保有個人情報として実施機関が特定したのは、上記3(1)ウのとおりである。

実施機関は、別表8の不開示理由のとおり本件不開示情報12を条例第13条第2号に規定する不開示情報に該当するとして一部開示としたとし、開示請求4については存在しないとして不開示としたとしている。

異議申立人は,本件処分3の取消しを求めていることから,それぞれの不開示理 由の妥当性について検討する。

(四) 諮問保第63号関係

本件処分4に係る対象保有個人情報として実施機関が特定したのは、上記3(1)エのとおりである。

実施機関は、別表9の不開示理由のとおり本件不開示情報13を条例第13条第7号 ウに規定する不開示情報に該当するとして一部開示としたとしている。

異議申立人は、本件処分4の取消しを求めていることから、本件不開示情報13の 不開示理由の妥当性について検討する。

(才) 諮問保第64号関係

本件処分5に係る対象保有個人情報として実施機関が特定したのは、上記3(1)オのとおりである。

実施機関は、別表10の不開示理由のとおり本件不開示情報14及び15を条例第13条第2号、第6号又は第7号ウに規定する不開示情報に該当するとして一部開示としたとしている。

異議申立人は、本件処分5の取消しを求めていることから、それぞれの不開示理 由の妥当性について検討する。

イ 条例第13条第2号(第三者に関する情報)該当性について

(ア) 条例第13条第2号

条例第13条第2号本文では、「開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報と規定している。

また、同号ただし書において、「ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても、開示しなければならない旨規定されている。

(イ) 本件不開示情報1,4,5,6,7及び12の条例第13条第2号該当性

本件不開示情報1,4,6及び7並びに本件不開示情報5及び12の「陳述者氏名, 続柄」は、異議申立人以外の特定の個人を識別することができる情報であることか ら、条例第13条第2号本文の不開示情報に該当する。

また、本件不開示情報 5 及び12の「生活歴及び現病歴」については、実施機関は、「異議申立人以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお異議申立人以外の個人の権利利益を害するおそれがある情報」に該当するとして非開示としている。

「開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある情報」とは、一般的に、カルテや反省文などの個人の人格と密接にかかわる情報や、未公表の著作物などのように、個人識別要素の性質を有する部分を除いたとしても、開示すること

により、なお、財産権その他の個人の正当な権利利益を侵害するおそれのある場合 を補充的に非開示情報として規定したものである。

本件不開示情報 5 及び12の「生活歴及び現病歴」は異議申立人以外の第三者が陳述した内容であり、個人の主観を交えた内容であることから、個人識別要素の性質を有する部分を除いたとしても、開示することにより、異議申立人以外の個人の正当な権利利益を侵害するおそれのある情報と認められる。

異議申立人は,「精神保健指定医氏名」等,「了知」と認められる事実については「開示」が妥当であると主張している。

しかしながら、「精神保健指定医氏名」等と同内容の情報について、本人が知ることができた事情があったとしても、それが個別的な事情にとどまる限り、条例第13条第2号ただし書アの「慣行として」には当たらないと解されており、仮に、本人が「精神保健指定医氏名」等を「了知」しているとしても、「精神保健指定医氏名」等が慣行として異議申立人が知ることができ、又は知ることが予定されているとは認められないことから、同号ただし書アに該当しないものと認められ、同号ただし書イ及びウに該当すべき事情も見当たらない。

したがって、本件不開示情報1、4、5、6、7及び12を条例第13条第2号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

なお、本件不開示情報6及び7は、条例第13条第2号の不開示情報に該当すると認められるので、本件不開示情報6の同条第5号及び第7号ウ該当性並びに本件不開示情報7の同条第5号該当性については判断するまでもない。

(ウ) 本件不開示情報14の条例第13条第2号該当性

本件不開示情報14は,異議申立人以外の特定の個人を識別することができる情報であることから,条例第13条第2号本文の不開示情報に該当する。

異議申立人は, 鹿児島県精神医療審査会の委員について, 公務員である者は「開示」されるべきであると主張している。

しかしながら、実施機関の説明によると、委員については、特別職の地方公務員 ではあるが、委員の氏名は公表されていないとのことから、同号ただし書アに該当 しないものと認められ、同号ただし書イ及びウに該当すべき事情も見当たらない。

したがって、本件不開示情報14を条例第13条第2号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

ウ 条例第13条第7号ウ(事務又は事業に関する情報)該当性について

(ア) 条例第13条第7号ウ

条例第13条第7号本文では、「県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報と規定している。

さらに、同号本文の「次に掲げるおそれ」として、同号ウでは「評価、診断、選 考、指導等に係る事務に関し、当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成で きなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な執行に支障を及ぼすおそれ」 と規定している。

(イ) 本件不開示情報2,9,10及び11の条例第13条第7号ウ該当性

異議申立人は、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日まで措置入院をし、引き続き、同月〇日から同年〇月〇日まで医療保護入院をし、一旦、退院したが、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日まで再び医療保護入院をし、退院後、現在に至るまで通院している。

措置入院とは、精神保健福祉法第29条第1項に基づく入院形態であり、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認められた精神障害者を都道府県知事の権限により強制的に入院させるものである。この場合において、都道府県知事がその者を入院させるには、その指定する2人以上の精神保健指定医の診察の結果が一致した場合でなければならないことになっている。

また,医療保護入院とは,精神保健福祉法第33条第1項に基づく入院形態であり,精神保健指定医による診察の結果,精神障害者であり,かつ,医療及び保護のため入院の必要がある者であって,当該精神障害のために本人の同意に基づく入院が行われる状態にないと判定されたもの等について,保護者の同意があるときに,精神科病院の管理者が,本人の同意なくその者を入院させるものである。

本人の同意なくその者を入院させる措置入院及び医療保護入院の性質上,通常,公文書の記載内容と異議申立人の病識等との間に相違が生じることが予測され,異議申立人の今後の治療に対しての反発や拒否,関係機関に対しての業務妨害,関係者や関係公務員に対しての追及,攻撃等の可能性を否定することはできないものと認められる。

本件不開示情報 2, 9,10及び11に係る対象公文書は,精神保健福祉法第47条に規定された相談業務の遂行のため,保健所職員が作成した相談記録票,又は措置入院に係る業務の遂行のため保健所職員が作成及び取得した文書であり,条例第13条第7号本文の「県の機関が行う事務又は事業に関する情報」に該当することは明らかである。

措置入院及び医療保護入院の性質を踏まえて検討したところ、本件不開示情報 2 及び10は、開示することにより、関係公務員の生命、身体、財産等が侵害されるなど私的生活を不当に侵害するおそれがあり、また、本件不開示情報 9 及び11については、開示することにより、今後、記載内容の簡略化や率直な意見や報告がなされなくなることなどが予想され、当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な執行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、2, 9, 10及び11を条例第13条第7号ウに該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

なお、2、9、10及び11は、条例第13条第7号ウの不開示情報に該当すると認められるので、本件不開示情報2及び10の同条第5号該当性並びに本件不開示情報9の同条第2号該当性については判断するまでもない。

(ウ) 本件不開示情報3及び8の条例第13条第7号ウ該当性

精神保健福祉相談は、精神保健福祉法第47条に基づき、精神障害者及びその家族等その他の関係者からの相談に応じ、医療機関の受診推奨、生活指導、社会復帰の援助を行うこと等を目的として実施されている。相談内容により医学的判断や緊急対応、継続相談の必要性などを判断し、専門医による精神保健医療相談や医療機関の紹介等を行う場合もある。また、相談の際には、継続的な対応等の必要性から、その都度、実施機関の職員が相談に関する記録を作成している。

このような相談は、通常、第三者に知られないことを前提に行われるものであって、とりわけ本件のような精神医療に関するものについては、心理的に圧迫されることなく、自由に相談できる環境が不可欠といえる。実施機関の説明によると、関係者からの病状をはじめとした相談内容と異議申立人の病症に対する自覚との間に相違が生じることが予想され、異議申立人と関係者との間で紛争が生じるおそれがあり、このような情報を開示することにより、関係者及び関係機関との信頼関係が損なわれ、今後関係者及び関係機関の協力を得られなくなるおそれがあるとのことである。

また、本件相談記録には、実施機関における相談内容の分析や今後の対応方法等が記載されている。実施機関の説明によると、精神医療は、比較的長期の治療を要する特殊性を有しており、過去の経緯等を踏まえた上で継続的かつ適切な相談業務を実施する必要があることから、相談内容については、正確かつ詳細に記載することが求められ、このような情報を開示することにより、今後、担当職員が相談対象者の意向等を考慮して、相談内容の分析等を正確かつ詳細に記録することに消極的になるおそれがあるとのことである。

本件不開示情報 3 及び 8 に係る対象公文書は、精神保健福祉法第47条に基づく相談業務の遂行のため、保健所職員が作成した相談記録票であることから、条例第13条第 7 号本文の「県の機関が行う事務又は事業に関する情報」に該当することは明らかである。

相談業務の性質を踏まえて検討したところ、これらの情報は、開示することにより、治療等の経過に関する記載の簡略化や率直な意見や報告がなされなくなるなど異議申立人の今後の治療に支障を及ぼし、又は、関係者及び関係機関との信頼関係が損なわれ、今後関係者及び関係機関の協力を得られなくなるなど、当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な執行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件不開示情報3及び8を条例第13条第7号ウに該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

なお、本件不開示情報3及び8は、条例第13条第7号ウの不開示情報に該当する と認められるので、同条第2号該当性については判断するまでもない。

(エ) 本件不開示情報13及び15の条例第13条第7号ウ該当性

精神保健福祉法第38条の4の規定は、精神科病院に入院中の者又はその家族等は、 都道府県知事に対し、当該入院中の者を退院させ、又は精神科病院の管理者に対し、 その者を退院させることを命じ、若しくはその者の処遇の改善のために必要な措置 を採ることを命じることを求めることができる旨を定めている。

都道府県知事は、精神保健福祉法第38条の5の規定により、当該請求に係る入院中の者についてその入院の必要があるかどうか、又はその処遇が適当であるかに関し、精神医療審査会に審査を求めなければならないとされている。

精神医療審査会は、精神保健福祉法第12条の規定により設置されている機関であり、その委員は、精神保健福祉法第13条の規定により、精神障害者の医療に関し学識経験を有する者、法律に関し学識経験を有する者及びその他学識経験を有する者のうちから、知事が任命することとされ、精神保健福祉法第14条の規定により、その指名された委員で構成する合議体で審査することが定められている。

また、退院及び処遇改善請求の審査においては、精神保健福祉法第38条の5第3項の規定により、当該審査に係る請求者及び精神科病院の管理者又は代理人の意見を聴かなくてはならないとされている。

本件不開示情報13に係る対象公文書は、異議申立人の退院及び処遇改善請求に係る主治医からの意見聴取票であり、また、本件不開示情報15に係る対象公文書は、退院及び処遇改善の請求に係る精神医療審査会の議事録であることから、本件不開示情報13及び15は、条例第13条第7号本文の「県の機関が行う事務又は事業に関する情報」に該当することは明らかである。

退院及び処遇改善請求に基づく審査においては、精神障害者の医療及び保護のため、本人の意思にかかわらず、入院の継続等が適当であるかどうかの判断が行われる。措置入院及び医療保護入院の性質を踏まえて検討したところ、本件不開示情報13については、開示することにより、今後、主治医からの率直な意見が得られにくくなることが、また、本件不開示情報15については、開示することにより、誤解等を避けるために、委員の自由な発言が差し控えられ、入院継続の適否等について、十分な審査が行われなくなることが予想され、当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な執行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件不開示情報13及び15を条例第13条第7号ウに該当するとして不 開示とした実施機関の判断は妥当である。

なお、本件不開示情報15は、条例第13条第7号ウの不開示情報に該当すると認め

られるので、同条第6号該当性については判断するまでもない。

エ 不存在を理由とする不開示の妥当性について

(ア) 本件対象保有個人情報

開示請求4に係る対象保有個人情報は、医療保護入院者に係る定期の報告書であり、実施機関は、開示請求4に係る対象保有個人情報は、存在しないとしていることから、不存在を理由とする不開示の妥当性について検討する。

(イ) 開示請求4の不存在を理由とする不開示の妥当性

精神保健福祉法第38条の2第2項において準用する同条第1項の規定及び精神保健福祉法施行規則第20条第3項の規定によれば、医療保護入院者を入院させている精神病院の管理者は、医療保護入院の措置が採られた日の属する月の翌月を初月とする同月以後の12月ごとの各月入院者の病状等の事項を知事に報告しなければならないこととされている。実施機関の説明から異議申立人の医療保護入院期間は12月未満であることが認められ病院管理者には当該報告の義務はないことから、医療保護入院者の定期病状報告書は存在しないとする実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。

したがって、開示請求4について、不存在を理由に不開示とした実施機関の判断 は妥当である。

オ その他の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するもので はない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表1 (諮問保第57号関係)

開示請求項目	請求內容			
開示請求 1	平成○年度から平成○年度にかけて(○○)○○保健所・(○○)○○保健所			
	が作成した請求者に係る相談記録。			
	「○○病院」および「他の医療機関」,「○○」,「請求者の両親」,「警察」,「そ			
	の他の第三者」より寄せられた相談記録。			

別表2 (諮問保第59号関係)

開示請求項目	請求内容
開示請求 2	平成○年より平成○年○月○日までの○○保健所の保有する開示請求者本人に
	係る個人情報。
	警察・医療福祉機関の関係者・家族・近隣住民・一般市民・公的機関・○○住
	民および関係者などから寄せられた情報。

別表3 (諮問保第60号関係)

力!	衣 3 【韶同休り	第00万萬年		
	開示請求項目	請求内容		
	開示請求3	平成○年○月○日より平成○年○月下旬に至るまで措置入院の期間において○ ○病院から県知事に対して提出された請求者に係る「定期病状報告書」		
	開示請求 4	平成○年○月上旬より平成○年○月中旬に至るまで医療保護入院の期間において○○病院から県知事に対して提出された請求者に係る「定期病状報告書」		

別表4 (諮問保第63号関係)

/J'	137 4 (HILIHI N.)	N100 /1 区 (N /
	明二连先后日	基 · 最 · 索
	刑小嗣	司 · 八 · 八 · 谷 · · · · · · · · · · · · · ·
	明二建长日	正成○年度に利が提出した退院及び処遇改善の請求書に係る主治医の音目書
		平成()年度に私が提出した退院及び処遇改善の請求書に係る主治医の意見書

別表5 (諮問保第64号関係)

開示請求項目	請求内容
開示請求 6	平成○年度に私が提出した退院及び処遇改善の請求書に係る鹿児島県精神医療
	審査会の議事録

別表 6 (諮問保第57号関係) (1<u>) 本件不開示情報 1</u>

1 - 2	/ / ** *********************************	H TK I		
	開示請求項目	対象保有個人情報	不開示部分	不開示理由
	開示請求 1	精神保健福祉相談記	本人以外の相談者氏名(続柄)	条例第13条第2号に該当
		録		異議申立人以外の特定の個人を識別
				することができる情報であるため不開
				示であり、同号ただし書のいずれにも
l				該当しない。

(2) 本件不開示情報 2

(<u>4) 平十十十</u>	N 月 辛収 <i>乙</i>		
開示請求項目	対象保有個人情報	不開示部分	不開示理由
開示請求 1	精神保健福祉相談記 録	・職員の印影 ・従事者	条例第13条第5号に該当開示した場合,保健所の従事者に対する不信感を募らせ,無用な誤解や反発が生じ,従事者の安全の維持に支障を及ぼすおそれがある。 条例第13条第7号かに該当保健所の従事者の安全の維持に支障が生じた場合,今後の相談が達成に支障が生じた場合の事務の目的が遂立でもしくないのより、又はこれらの事務のずおそれがある。

(3) 木件不閱示情報 3

(3) 本件不開力	┌情報3		
開示請求項目		不開示	不開示理由
			条 でこ接とのかい条 を後あ 議相と開関該的務及 す談等談のにのして、で議るりいにたり、
			談指導業務を実施する必要があることから、相談内容については、正確かつ

別表 7 (諮問保第59号関係) (<u>1) 本件不開示情報 4</u>

(<u>1) 平十十十 </u>	N 月 平以 4		
開示請求項目	対象保有個人情報	不開示部分	不開示理由
開示請求 2	精神保健診察結果報	申請又は通報者	条例第13条第2号に該当
	告書		異議申立人以外の特定の個人を識別
	精神障害者等の診察	申請者,申請者氏名	することができる情報であるため不開
	及び保護申請書		示であり、同号ただし書のいずれにも
	納税証明書		該当しない。
		納付すべき税額	
		納付済額	
		未納税額	
		法定納期限等	

(2) 本件不開示情報 5

(<u>4) 平 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 </u>	八月 和 ひ		
	開示請求項目	対象保有個人情報	不開示部分	不開示理由
	<u>開示請求垻目</u> 開示請求 2	対象保有個人情報 医療保護入院者の入 院届	<u>小開示部分</u> 陳述者氏名,続柄 生活歴及び現病歴	条例第13条第2号に該当 異議申立人以外の特定の個人が識別できる情報又は特定の個人を識別することはできないが、第三者の人格と密接に関係するものであり、開示することにより、なお異議申立人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることから、不開示であり、同号ただし書の
				いずれにも該当しない。

(3) 本件不聞示情報 6

(3) 本件不開え	示情報 6		
開示請求項目	対象保有個人情報	不開示部分	不開示理由
開示請求 2	精神保健診察結果報 告書	指定医	条例第13条第2号に該当 異議申立人以外の特定の個人を識別
	診察のための事前調 査票3		することができる情報であるため不開 示であり, 同号ただし書のいずれにも
	精神保健診察通知書	精神保健指定医	該当しない。
	精神保健診察命令書		条例第13条第5号に該当 開示した場合,指定医に対する不信感 を募らせ,無用な誤解や反発が生じ,指 定医の安全の維持に支障を及ぼすおそ れがある。 条例第13条第7号ウに該当 開示が前提となれば,診断書の記載を 簡略化するなど,内容の形骸化医療及び 保護を目的とした措置入院業務の目的 が達成できなくなり,又はこれらの事務 の公正若しくは円滑な執行に支障を及 ぼすおそれがある。

(4) 本件不開示情報 7

開示請求項目	対象保有個人情報	不開示部分	不開示理由
開示請求 2	精神障害者等の診察	申請者の印影	条例第13条第2号に該当
	及び保護申請書		異議申立人以外の特定の個人を識別
	同意書	印影	することができる情報であるため不開
	医療保護入院同意書	印影	示であり,同号ただし書のいずれにも
			該当しない。
			条例第13条第5号に該当
			開示することにより,偽造による財産
			権の侵害のおそれがあるなど公共の安
			全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ
			があるため不開示である。

(5) 本件不開示情報 8

	不開示部分	不單示理由
到一条件小開示 開示請求 2	相談内容	不理該特の第あ中本の名し 一大学の人名の 一大学の人名の 一大学の人名の 一大学の人名の 一大学の人名の 一大学の人名の 一大学の人名の 一大学の一人名の 一大学の一人名の 一大学の一人名の 一大学の一人名の 一大学の一人名の 一大学の一人名の 一大学の一人名の 一大学の一人名の 一大学の一人名の 一大学の一人名の 一大学の一人名の 一大学の一人名の 一大学の一人名の 一大学の一人名の 一大学 一大学の 一大学 一大学 一大学 一大学 一大学 一大学 一大学 一大学
		詳細に記載することが求められる。開示が前提となると、今後、担当職員が精神障害者本人の反応を考慮することが相談内容を詳細に記載することに消極的になることが考えられ、その結果、内容が形骸化することになり、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

(6) 本件不開示情報 9

(0) 平江川州小	ID TK U		
開示請求項目	対象保有個人情報	不開示部分	不開示理由
開示請求 2	精神障害者等の診察	症状の概要	条例第13条第2号に該当
	及び保護申請書		異議申立人以外の特定の個人を識別
			することはできないが、第三者の人格
			と密接に関係するものであり、開示す
			ることにより、なお異議申立人以外の
			個人の権利利益を害するおそれがある
			ことから、不開示であり、同号ただし
			書のいずれにも該当しない。
			条例第13条第7号ウに該当
			当該情報を開示することにより、申
			請者が特定されるおそれがあり、開示
			が前提となれば、第三者が県への情報
			提供を躊躇したり、内容を簡略化する
			など、精神障害者の医療及び保護を目
			的とした措置入院業務の目的が達成で
			きなくなり,又はこれらの事務の公正
			若しくは円滑な執行に支障を及ぼすお
			それがある。

(7) 本件不開示情報10

(1) /#\[1\1\1\1\1\1\1\1\1\1\1\1\1\1\1\1\1\1\1			
開示請求項目	対象保有個人情報	不開示部分	不開示理由
開示請求 2	精神保健福祉相談記	職員の印影,従事者	条例第13条第5号に該当
	録		開示した揚合,保健所の従事者に対す
	精神保健診察結果報	職員,職員の印影	る不信感を募らせ,無用な誤解や反発が
	告書		生じ,従事者の安全の維持に支障を及
	診察のための事前調	調査者職名・氏名	ぼすおそれがある。
	査票 2		条例第13条第7号ウに該当
	措置入院命令書	職員の印影	保健所の従事者の安全の維持に支障
	措置入院のための移		が生じた場合,今後の相談業務若しくは
	送記録票	記録者職名・氏名	将来の同種の事務の目的が達成できな
	措置入院解除通知書	職員の印影	くなり,又はこれらの事務の公正若しく
			は円滑な執行に支障を及ぼすおそれが
			ある。

(8) 本件不開示情報11

開示請求項目 対象保有個人情報 不開示部分 不開示理由 開示請求 2 診察のための事前調査時の状況 査票 2 条例第13条第 7 号ウに該当 開示が前提となれば、第三者が 関系が前提となれば、第三者が 報等を提供することを躊躇する。	県に情
査票 2主治医意見開示が前提となれば,第三者が診察のための事前調 問題行動報等を提供することを躊躇する	県に情
査票 2主治医意見開示が前提となれば,第三者が診察のための事前調 問題行動報等を提供することを躊躇する	県に情
診察のための事前調 問題行動 報等を提供することを躊躇する	
本票3 大字の要否を決定する上で必	
報が得られにくくなり、精神障	害者の
医療及び保護を目的とした措置	
一	はこれ
らの事務の公正若しくは円滑な	
支障を及ぼすおそれがある。	,,,,,,
開示した場合、保健所に対する	不信感
を募らせ,無用な誤解や反発が生	じ. 精
神障害者の医療及び保護を目的	とした
	アルス
はこれらの事務の公正若しくは	
執行に支障を及ぼすおそれがある。	

別表 8 (諮問保第60号関係) 本件不開示情報12

<u> </u>	及12		
開示請求項目	対象保有個人情報	不開示部分	不開示理由
開示請求 3	平成○年○月○日付け措置入院に係る「措置入院者の定期病状報告書」	生活歴及び現病歴陳述者氏名・続柄	条例第13条第2号に該当 異議申立人以外の特定の個人が識別できる情報又は特定の個人を識別することは関係するもので、第三者の人格を密接に関係するもので、別外の個人の権利がなきまするおそれがあることがある。 とにより、益を害するおそれがあることがある。 から、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、

別表 9 (諮問保第63号関係) 木供不開示情報13

本 件个開示情	発13		
開示請求項目	対象保有個人情報	不開示部分	不開示理由
開示請求5		病状についての意見	・
			を及ぼすおそれがある。

別表10(諮問保第64号関係) (1) 本件不開示情報14

	開示請求項目	対象保有個人情報	不開示	:部分	不開示理由
1	開示請求 6	退院及び処遇改善の	委員の氏名		条例第13条第2号に該当
		請求に係る鹿児島県			異議申立人以外の特定の個人を識別
		精神医療審査会の議			することができる情報であるため不開
		事録			示であり、同号ただし書のいずれにも
					該当しない。
					委員については,特別職の地方公務
					員ではあるが,委員の氏名は公表され
					ておらず、慣行として異議申立人が知
L					ることができる情報ではない。

(2) 本件不開示情報15

/十 T	
開示請求項目 対象保有個人情報 不開示部分	不開示理由
開示請求 7 退院及び処遇改善の 請求に係る鹿児島県 精神医療審査会の議 事録 下卒中 る条 直精主収・的事	条例第13条第6号に該当 開宗が前提となれば,関係者によりの 開宗が前提となれば,関係者によりの 下渉等の影響を受けることな意思決が 率直性が 中立。 例第13条前提となれば, 会な問題が 会が ので のので ののので ののので ののので のので のので のので のので